
任期付職員募集(九州地方環境事務所 地球温暖化防止対策推進・環境教育・環境保全活動推進担当)

1. 採用機関及び採用予定人数

九州地方環境事務所 1名

2. 勤務地

以下の事務所にて勤務していただく予定です。

なお、通勤が可能であれば、勤務地に居住する必要はありません。

・九州地方環境事務所 環境対策課

熊本県熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎 B 棟 4 階

3. 公募の内容

任期の定めのある環境省職員（行政職俸給表（一））として、採用します。

4. 職務の内容

採用後は、上記環境対策課に配属となり、九州地方における地球温暖化防止対策、環境教育、環境保全活動の取組等を推進するため、自治体、教育機関、企業、NPO 等が取り組む環境保全活動の推進業務に従事します。

具体的には、九州地方環境事務所及び沖縄奄美自然環境事務所の環境教育・環境保全施策を担当する他の職員と協調し、上司の指導を受けながら以下に関する業務に従事します。

① SDGs、環境教育（ESD）に関する業務

- ・地域循環共生圏※を推進する業務
 - ※ 地域循環共生圏とは、地域資源を活用して環境・経済・社会を良くしていく事業（ローカル SDGs 事業）を生み出し続けることで地域課題を解決し続け、自立した地域をつくとともに、地域の個性を活かして地域同士が支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」を示す考え方です。
- ・持続可能な開発のための教育（ESD）の普及啓発業務
- ・九州 ESD 活動支援センターと連携しての地域 ESD 推進拠点の整備等に係る業務
- ② 持続可能な地域づくりに向けて、国民、行政、NPO、企業などの環境保全活動を支援するため、九州パートナーシップオフィス（EPO 九州）との協働業務
 - ・環境パートナーシップ（環境問題の解決のため協力して活動に取り組むこと）の形成
 - ・環境教育・ESD の推進
 - ・NPO・行政などの環境活動に関する情報の収集・発信
- ③ 自治体・教育機関・企業等における環境保全活動・環境教育活動への支援・連携業務
- ④ その他九州地方環境事務所が所掌する業務（必要に応じて）

5. 求める人材

以下の（１）～（７）を満たす者。

- （１）以下の業務に通算（複数業務を合計してもよい）４年以上従事した経験を有し、専門性を有すると判断できること
 - ① 教育機関等における環境教育に関する業務（環境問題に関する学生教育に限る）
 - ② 民間企業等で環境教育・環境保全活動の推進に関する業務
 - ③ 地方公共団体等で地域における環境教育・環境保全活動の推進に関する業務
 - ④ ①～③の業務のうち、特に、環境負荷を低減し社会・地球の持続可能な発展に貢献するものなどがあれば望ましい
- （２）学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学、短期大学、高等専門学校若しくは高等学校を卒業した者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者で、一定の職務経験（令和 6 年 10 月 1 日現在で、大学を卒業した者は 7 年以上、短期大学及び高等専門学校を卒業した者は 10 年以上、高等学校を卒業した者は 12 年以上）を有する者であること。
- （３）一定以上の事務調整能力（文書作成能力及び関係機関との調整能力）を有すること
- （４）パソコン（Microsoft Word、Excel、Outlook、PowerPoint 等）を用いて各種資料をスムーズに作成する能力を有すること

- (5) 普通自動車免許（AT 限定可）を有し、運転ができることが望ましい
- (6) 心身ともに健康で、採用予定期間中、継続して勤務が可能なこと

6. 採用期間

令和7年5月1日より令和9年3月31日まで（予定）

※採用時期は、若干前後する可能性があります。

※任期終了以降、引き続き業務が継続する場合は、勤務実績等を踏まえ任期延長の可能性もあります。

7. 身分及び処遇

国家公務員として採用され、国家公務員法（昭和22年法律第120号）に基づく、分限、懲戒、守秘義務等の服務規定の適用を受けます。

俸給については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）が適用され、初任給は、学歴、勤務経験等を考慮し決定されます。

当該給与の他、該当があれば諸手当（扶養手当、住居手当、通勤手当等）が支給されます。

8. 応募資格

上記「5. 求める人材」参照。

この他、以下に該当する者は応募できませんのでご了承下さい。

- ・ 日本国籍を有しない者
- ・ 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の規定により国家公務員となることができない者
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ・平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神衰弱を原因とするもの以外）

9. 応募締切

令和7年3月7日（金）17:00（必着）

10. 選考方法

【第1次選考】

審査方法：書類選考

※ 第1次選考の結果は、応募者全員に通知します。

【第2次選考】

審査方法：面接による人物試験

※ 第2次選考の日時・場所等は、第1次選考を通過した者に通知します。また、第2次選考の結果は、第2次選考受験者全員に通知します。

11. 応募書類

応募に当たっては、次の文書①～④を【様式①～③】を使用して作成してください。

なお、書類に記載する年度は、すべて西暦か、西暦和暦併記のいずれかとしてください。

ハローワーク経由の場合は、紹介状を添付してください。

様式①履歴書 【氏名】.xlsx

様式②職務経歴書 【氏名】.docx

様式③小論文 【氏名】.docx

①履歴書

※連絡用に携帯電話及び電子メールアドレスを記載のこと。

※他に応募している環境省地方環境事務所があればその旨も記載のこと。

②職務経歴書（過去の業務経歴一覧）

※これまでの職歴を主な担当業務の内容とともに、時系列で記述のこと。

※5.（1）で求める実務経歴及び従事期間を具体的に明記すること。

③小論文

「応募の動機及び自分自身が発揮できると考える能力」について、1,600字程度で論述すること。

④その他当該職種への資質を示すために必要な資料

様式①に記載した運転免許証（普通免許以上）、その他国家資格や外国語に関する資格等があれば、それを証するものや成績を示すもののコピーを添付すること。

12. 勤務時間及び休暇

（1）勤務時間

8時30分から17時15分まで（昼休みは12時から13時まで）

7時間45分／日、週5日（週38.75時間）。

上記勤務は、必要に応じ残業があります。

（2）休暇

週休2日（土・日）、国民の祝日、年末・年始のほか年次休暇、特別休暇（結婚、忌引等）があります。なお、週休日等にイベント等で勤務する場合は、休暇を振り替えることができます。

13. 応募書類送付先及び問い合わせ先

応募書類は電子メールでのみ受け付けます。なお、受領通知は行いませんのでご承知おきください。

https://www.env.go.jp/guide/saiyo/cat_x2/index.html

〒860-0047

熊本県熊本市西区春日2-10-1

九州地方環境事務所 総務課 担当：菊池、井越、甲斐

TEL：096-322-2400

E-mail：kyusyu_saiyo@env.go.jp

※メール送付方法

- ・件名を「任期付職員応募（環境対策課）応募【氏名】」としてください。【氏名】の箇所にはご自分の氏名を記入してください。異なる件名でお送りいただいても受け付けられませんのでご注意ください。
- ・応募書類のファイル名には全て【氏名（ご自身の氏名）】を記載してください。
- ・メール本文には、以下の項目のみ記載してください。
 - 氏名（よみがな）
 - 携帯電話番号

14. 備考

- （1）給与等については、学歴、経歴等を勘案して一般職の職員の給与に関する法律に基づき決定されます。
- （2）採用内定者に選考された場合、健康診断を受診（自己負担、任意の医療機関で実施）し、その結果を提出していただくことになります。
- （3）採用内定者に選考された場合、最終学歴に係る卒業（修了）証明書及び過去に在籍した会社等への在籍証明書を提出していただくことになります。
- （4）最終的に採用内定者に選考された場合、現在職に就いている方は、採用時に当該所属先から退職していただく必要があります。
- （5）応募書類の返却は行いませんので、あらかじめご了承ください。